

融資商品説明書

令和4年4月1日現在

商品名	山口市子育て応援カーライフプラン	
お取扱期間	・令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・次の条件をすべて満たす個人の方。 <ul style="list-style-type: none"> (1)年齢が満18歳以上で安定継続した収入がある方。 <ul style="list-style-type: none"> ・年金収入の方も対象となります。 ・派遣社員・パート等非正規社員の方は、安定継続した収入があると認められる方。(年収150万円以上または、年収90万円以上で家族と同居されている方。) 産前産後休業中または育児休業中の方は、休業後に復職し、安定継続した収入が見込める場合には、ご申告によりお取扱いが可能です。 (2)山口市に住所を有する方。 (3)扶養している子供が3人以上いる世帯の方。 (4)日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者の方。 (5)(一社)しんきん保証基金(以下、基金といいます。)の保証が受けられる方。 	
優遇金利対象者(リピートプラン)	次のいずれかを満たす方。 ①本件ローン申込みをしんきん個人ローンインターネット申込受付システム(ネットシステム)で行った方。 ②申込時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが次のいずれかの条件を満たす方。	
	当金庫の対象ローン	当金庫の対象ローンの条件
	a すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する。 ・貸付実行日から6ヵ月以上経過しかつ延滞債務がない。 ・完済して3年以内
	b すべての基金保証付カードローン ※学資ローン当貸、教育カード当貸および新教育カードローンは含まない。	次のいずれかに該当する。 ・契約中 ・新規契約するカーライフリピートプラン(カーライフ)の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が使用される自家用自動車、オートバイ(原動機付自転車を含む)、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金となります。 <ul style="list-style-type: none"> (1)購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可) (2)車検・修理費用 (3)パーツ・オプションの購入・取付費用 (4)自動車保険費用 (5)運転免許取得費用 (6)車庫設置費用 (7)電気自動車用充電設備の購入・設置費用 (8)申込人が(1)から(7)を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換え資金。(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※次のいずれかに該当するものは、対象とはなりません。 <ul style="list-style-type: none"> ①事業性のもの ②個人間売買による購入費用 ③支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業 ④支払済資金 	
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1万円以上1,000万円以内(1万円単位)。 ただし、今回の申込金額と他信用金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローン(フリーローンを含む)の現在残高(当座貸越の場合は貸越極度額)の合計額が3,000万円以内とします。 	
ご返済期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヵ月以上10年以内。 最長6ヵ月間の元金返済据置(利払いのみ)ができます。 	

萩山口信用金庫

融資商品説明書

令和4年4月1日現在

商品名	山口市子育て応援カーライフプラン
ご融資利率	・固定金利 年2.0% 優遇金利(リピートプラン)対象者は年1.9%
ご融資金の交付	・ご融資金は購入先等に振込となります。 ただし、ご融資金の20%または50万円のいずれか大きい金額までは、当金庫が認めた場合に限り振込不要とします。
ご返済方法	・毎月、元金均等または元利均等による分割返済とします。 ご融資金額の50%以内で6ヵ月ごとの増額返済(1万円単位)の併用もできます。 ※産前産後休業または育児休業中の場合、上記6ヶ月間の元金返済据置期間とは別に元金返済据置期間を最長2年間まで可。なお、元金返済据置期間分の保証期間延長が可(保証期間は最長12年まで)
担保・連帯保証人	・不要です。
保証料	・保証料率はご融資利率に含めます。
手数料等	・不要です。
会員	・当金庫のご融資総額が700万円を超える場合は、会員になっていただきます。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時～17時、電話:083-922-2700)までお申し出ください。 ・紛争解決措置・・・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
その他	・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承願います。 ・ご融資利率やご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。